

自転車・原付のマナーアップ

神戸市では、駅周辺を自転車・原付(以下「自転車等」と言います。)の放置禁止区域に指定し、放置自転車等を撤去することで、歩行者の安全・街の景観保全に努めています。

「放置」とは公共の場所に、自転車等が利用者の手を離れてすぐに移動できない状態に置かれていることをいいますので、短時間であっても放置となります。

放置自転車等に対して様々な対策を行ってきましたが、依然として増え続けています。

そこで、知っているようで知らない、神戸市の放置自転車等の状況や駐輪時のルールについてお知らせします。

まずは近年の放置自転車等撤去台数のグラフを見てみましょう。

今回は神戸市でも特に多い中央区と兵庫区のグラフを作成しました。

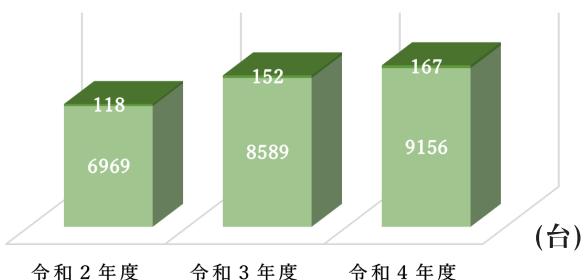
グラフを見ると年々増加していることが分かります。

またこれだけの数を撤去してもまだまだ多くの放置自転車等があります。

放置自転車等撤去台数の推移

※中央区・兵庫区

■自転車 ■原付

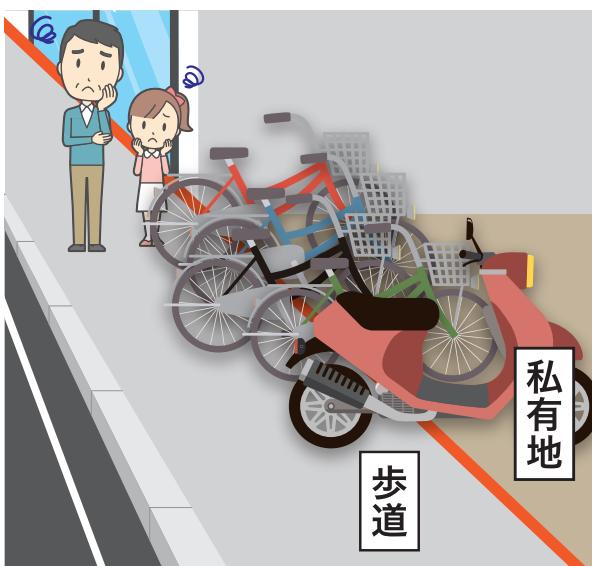


自転車・原付の利用マナー

自転車や原付を利用する際は3つのルールを守りましょう。

- ① 訪問先や近くの駐輪場を利用する。
- ② 買い物などの短時間であっても道路上には放置しない。
- ③ 私有地に停める場合は、道路にはみ出さないよう駐輪する。

はみ出して駐輪されたものは撤去される場合があります！



放置自転車等は通行者の迷惑になるだけでなく、交通事故を招く危険性があります。

1人ひとりがルールやマナーを守って利用することで、改善できます。

より住みやすく、きれいな街をつくりましょう。